

令和5年4月1日からの学校における マスク着用の考え方について



- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とします。
- マスクの着用が推奨される場面（混雑した電車やバスを利用する場合や校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など）においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されることがあります。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱きマスク着用を希望する児童生徒、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにします。

令和5年度久留米市立小・中・高等学校・特別支援学校 入学式におけるマスク着用の考え方について



マスク着用を求めないことを基本とします。
ただし、様々な事情によりマスク着用を
希望する場合は、着用しても構いません。